

広報 [PublicRelations]

ひだか

2010. **11** 月号
vol.157



contents ●●●

- ◆平成21年度日高町決算報告 2
- ◆まちのわだい【拡大版】 4
- ◆取り付けていますか？『住宅用火災警報器』 9
- ◆平成23年度保育所園児募集！ 11
- ◆保健だより「まずは、歩くことから始めよう！」 19
- ◆駐在所だより 21
- ◆3期目当選の中町長が初登庁 24

決算報告

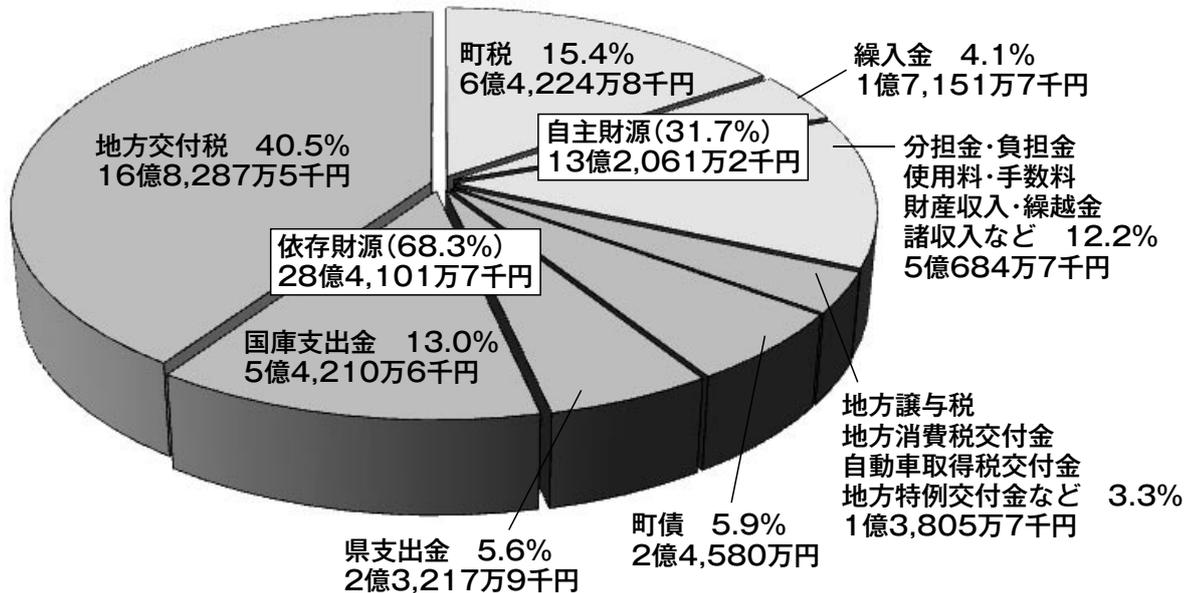
（まちの家計簿）

平成21年度の決算報告がまとまり、9月議会で認定されました。一般会計の収支状況は、歳入総額41億6,162万9千円、歳出総額39億7,195万9千円で、歳入歳出差引は、1億8,967万円の黒字決算となっています。

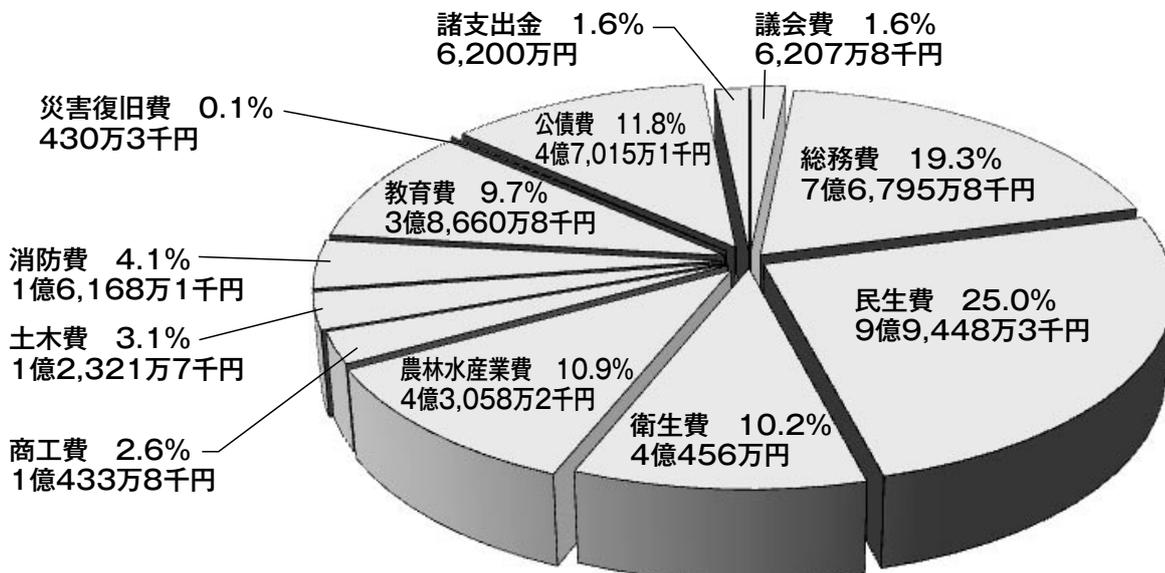
このうち平成22年度への繰越事業費として1,650万8千円と財政調整基金へ9,000万円を積立てし、実質は8,316万2千円が平成22年度への繰越となります。



歳入 41億6,162万9千円

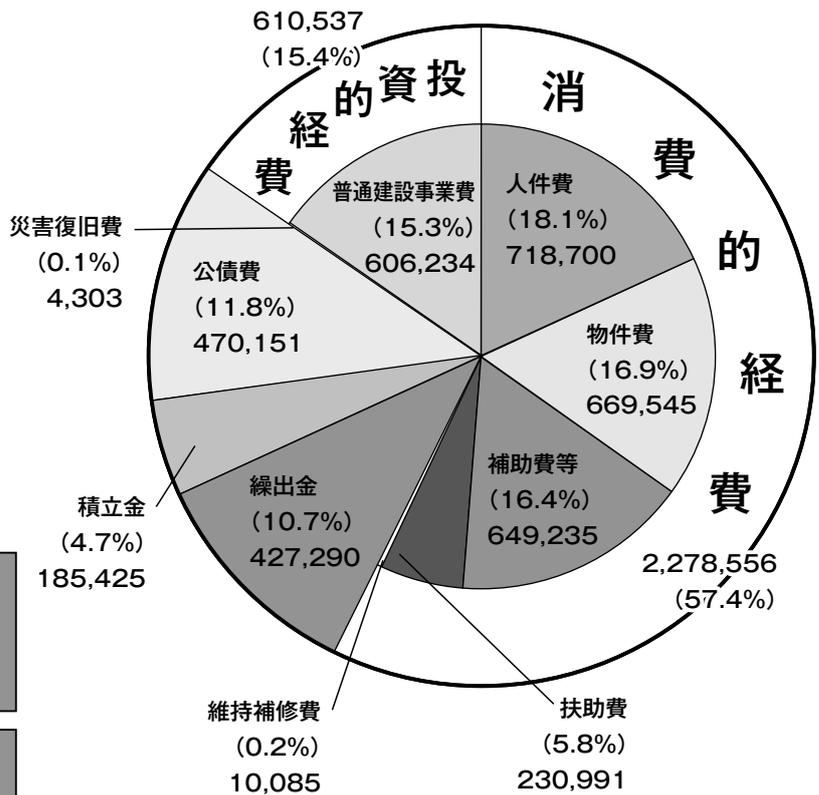


歳出 39億7,195万9千円



性質別内訳

(単位：千円)



町民1人あたりでは…

お納めいただいた町税
82,488円

使われたお金
510,141円

総務費
98,633円

民生費
127,727円

衛生費
51,960円

農林水産業費
55,302円

消防費
20,766円

土木費
15,825円

教育費
49,654円

公債費
60,384円

その他
29,890円

会計名	歳入	歳出	差引
国民健康保険	279,016	240,752	38,264
老人保健	11,057	6,134	4,923
土地取得	36,282	0	36,282
下水道事業	546,070	522,869	23,201
介護保険	573,618	553,561	20,057
後期高齢者医療	165,600	161,439	4,161
合計	1,611,643	1,484,755	126,888

会計名	収入	支出	差引
水道事業	221,001	258,865	△ 37,864

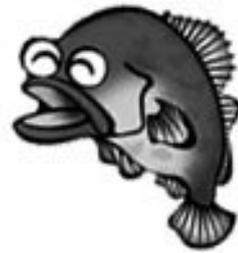
項目	21年度末	現在高
財政調整		1,049,115
減債		73,685
地域づくり推進事業		163,010
高齢者福祉		4,380
土地開発		129,403
中山間ふるさと水と土保全		10,000
合計		1,429,593

会計名	21年度末	現在高
一般会計		3,617,983
下水道事業特別会計		2,926,167
水道事業会計		1,111,593
合計		7,655,743

※一般会計決算をもとに、平成22年3月末の人口7,786人で試算しています。

まちのわだい

My Town Topics



〔拡大版〕

浴衣姿でニッコリ

ーひだかニッコリゆかたフェスター

8月8日(日)、日高町商工会青年部(北垣剛部長)主催の「ひだかニッコリゆかたフェスタ」が役場前で開催され、浴衣や甚平姿の子どもたちでにぎわいました。

会場内には、射的銃、スーパーボールすくい、かき氷、たこ焼きなどの出店もあり、行列が出来る大盛況。イベントでは、ダンスチームによる踊りや〇×クイズ、メインのゆかたコンテストのほか、ピアノデュオ・QU-Eのコンサートが行われました。

また、クエのまちテーマソング「クエクエboogie-woogie」の曲に合わせて、テーマソング・ダンスも披露されました。

9月13日(月)には、フェスタでの収益金を子どもたちのために役立てようと、同青年部が町内の保育所・小学校に本を寄贈(計24冊)。志賀小学校(寒川正美校長)を訪れた北垣部長ら青年部役員が、子どもたちに本を手渡しました。寒川校長は「本校では、本を読む児童が増えてきている。寄贈いただき、より一層本に親しむ機会になる」と話され、図書室に寄贈してもらった本の「特設コーナー」を新たに設ける考えも話されました。

同青年部では、今後も本の寄贈を続けていく予定だそうです。



秋の収穫・かまで稲刈り

ー比井小児童らが体験ー

9月6日(月)、比井小学校(木村泰史校長)の2年生と5年生の児童ら27名が稲刈りを体験しました。

地元有志の方々の協力を得て、6月に児童らが田植えをした2畝の田んぼには稲が見事に実り、軍手をはめた手にかまを持って、いざ収穫! かまでザックザックと刈り取った稲は、なる掛けするために、4~5株ずつ束にしてみました。

この日収穫した新米は、後日食事会を開いて、協力してもらった地元有志の方々を学校に招き、カレーライスにして味わいました。





いつまでもお元気で！

—日高町敬老会を開催—

9月3日(金)、日高町農村環境改善センターにおいて、お年寄りを敬愛し、長寿を祝う日高町敬老会を開催しました。

当日は、招待した70歳以上のお年寄りや一般の方々約900人が集まり、歌謡ショーを楽しんでいただきました。

式典の冒頭、中町長が「年々ご長寿の方が増え、お健やかに過ごされていることは、健康で住みよい町づくりを進めている町といたしましても、大変うれしく、喜ばしい限り。これからもみなさまがお元気で、楽しく過ごせるよう町政の充実・発展に努めてまいります」とあいさつし、老人福祉活動功労者、模範老人、敬老篤行者ら7人の方々に感謝状を贈りました。



また、式典終了後には演歌歌手・島倉千代子さんらの歌謡ショーが開かれ、独特のおしゃべりと歌で大いに盛り上がりました。

クエのモニュメントを 化粧直し

—鮮やかな姿でお出迎え—

日高町商工会が9月中旬、中志賀地内の県道沿いに設置しているクエのモニュメント(全長3.5m)の化粧直しを行いました。

平成8年5月に設置して以降、本格的な化粧直しは初めてで、残暑が厳しいなか、職人さんがビーチパラソルを設置して暑さをしのぎながら約1週間かけて塗装。

クエ・フェアを皮切りに、クエ料理のシーズンが始まったいま、“クエ”が鮮やかな姿で多くの観光客を迎えています。



秋の全国交通安全運動

—志賀小前の県道沿いで啓発—

「秋の全国交通安全運動」実施期間の初日にあたる9月21日(火)、志賀小前の県道において日高町交通指導員会(北垣順一会長)が御坊警察署の協力のもと、啓発活動を実施しました。

この日は、指導員9名のほか中町長、小宮副町長も参加して、通勤・通学途中のドライバーや学生らに交通安全と事故防止を呼びかけました。

秋の恵みに感謝を込めて

－内原保で稲の脱穀と月見団子作り－

中秋の名月を迎える9月22日(水)、内原保育所(崎山幸子所長)で年中・年長の園児83人が、稲の脱穀と月見団子作りを体験しました。

稲は、5月に園児らが発泡スチロールの箱に植えたもので、自分たちで刈り取り、なる掛けならぬフェンス干しで約1週間乾燥させたものを「干歯こき」を使って、昔ながらの脱穀を体験。脱穀したお米は、精米してから給食にまぜて食べるそうです。

また、この秋の恵みに感謝して月見団子作りも行われ、作った団子をススキと萩、栗と一緒に子供達に食べてもらって、みんなでおいしく味わいました。



大きくなって帰ってきてね!

－内原小の5年児童らがクエ稚魚放流－

10月6日(水)、内原小学校(田端正幸校長)の5年生児童計49人が、産湯海岸でクエの稚魚を放流しました。

児童らは、比井崎漁協の水槽で中間育成されているクエの稚魚の体長を計測。9月に児童らが計測した時点では体長約7cmだった稚魚は、約12cmにまで成長。『大きくなってるう』と驚きの声をあげながら、1匹1匹計測しました。

その後、産湯海岸に移動し、バケツに入った稚魚を波打ち際から放流。『大きくなって、帰ってきてね』と願いを込めて、稚魚の旅立ちを見送りました。

この事業は、比井崎漁業が(社)全国豊かな海づくり推進協議会の助成を受けて、「小学生参加型中間育成・放流体験学習事業」として行ったもので、今回で2回目。



秋晴れのなか、保育所・小学校で運動会

－今年も“クエ・ダンス”も披露－

9月下旬から10月上旬にかけて、町内の各保育所や小学校で恒例の運動会が行われ、元気な子どもたちの姿に保護者らからの大きな声援が響き渡っていました。

比井保育所では、おじいちゃん・おばあちゃんの似顔絵をプレゼントし、サイコロをふって出た目の数だけ肩たたきをするゲーム「いつまでもお元気で」、志賀小学校では、区民運動会も兼ねているため地域の大人たちも参加する種目が行われるなど、それぞれ趣向をこらした運動会が開催されました。

さらに、今年も志賀小学校と内原小学校では、クエのまちテーマソング「クエクエboogie-woogie」のダンスも披露され、児童らは日頃の練習の成果を発表しました。

また、内原保育所では、運動会終了後に「お楽しみ会」が開かれました。園庭には、お面、ひもくじ、わなげ、菓子作り、フランクフルトなどの出店コーナーが設けられ、園児らは保護者やその家族らと一緒にお店をまわって、運動会での疲れを忘れて楽しい時間を過ごしました。





総務政策課 お知らせ



お問い合わせは、
(☎63・2051)まで。

取り付けていただけますか? 『住宅用火災警報器』

全国で平成21年中に住宅火災(放火・自殺者等を除く)による犠牲者は、1023人で、死者の約6割が高齢者(65歳以上)となっております。また、死に至った原因の約6割は、逃げ遅れとなっております。

消防法の改正により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられ、既存住宅については、平成23年5月31日まで設置が必要となります。

火災から大切な生命を守るために、住宅用火災警報器を設置しましょう。住宅用火災警報器は、お近くのホームセンターや

電器店などで購入できます。

なお、住宅用火災警報器の品質を保証するものに、日本消防検定協会の鑑定があります。感度やブザーの音量などが基準に合格したものは、日本消防検定協会の鑑定マークが付いています。火災警報器購入の目安として、下記のようなNSマークが付いているものを選びましょう。

詳しくは、日高広域消防事務

11月28日(日)は、

和歌山県知事選挙の投票日です

和歌山県知事選挙は11月11日に告示、11月28日に投・開票を行います。

投票時間

投票日の投票時間は、次のとおりです。

投票時間 午前7時～午後6時

投票日に投票できないときは期日前投票を!

11月28日の選挙当日、仕事や



組合消防本部予防課(☎63・2000)まで、お問い合わせください。

旅行、外出などの理由により、どうしても投票所へ行けない方は、あらかじめ期日前投票をすることが出来ます。

☆期日前投票のできる期間

・11月12日(金)～11月27日(土)
・時間:午前8時30分～午後8時

投票入場整理券をご持参のうえ、期日前投票所(日高町役場内)で投票してください。

郵便で不在者投票する場合
～郵便投票制度～

身体に重度の障害があり、歩行が困難なため投票所に行くことができない方は、自宅など現にいる場所で投票用紙に記載をし、郵送する方法で行う郵便投票制度が設けられています。

Ⅱ郵便投票制度を利用できる方Ⅱ

身体に重度の障害があり、「身体障害者手帳」または「戦傷病者手帳」を交付されている方で、ある一定の障害を有する方および介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている方で、どちらも「郵便等投票証明書」の交付を受けた方です。

投票用紙の請求期限は、11月24日です。この請求をされるときは、「郵便等投票証明書」が必要です。あらかじめ、町選挙管理委員会での「郵便等投票証明書」の交付を受けてください。

詳しくは、町選挙管理委員会(☎63・2051)まで。



土地の取引には届出が必要ですよ

国土利用計画法による土地取引の届出制度

国土利用計画法により、土地の売買などの取引をしたときは、買主は契約締結後2週間以内に、土地の利用目的や取引価格等を書いた土地売買等届出書を、役場に提出しなければなりません。

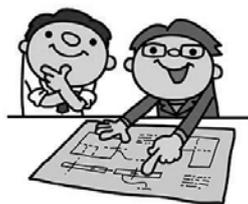
日高町では、1万平方メートル以上の土地の取引について届出が必

要です。1筆の面積が1万平方メートル以上の取引はもちろんのこと、1筆の面積が1万平方メートルに満たなくても、複数の筆の面積を合算すると1万平方メートル以上のひとまとまりの土地になる場合や、以前にこの届出を行った土地に隣接して新たに土地を買いたす場合などでも届出が必要に

なります。

なお、この届出をしなかったり、偽りの届出をすると罰せられることがありますのでご注意ください。

土地売買等届出書の用紙は、総務政策課に備え付けています。



お問い合わせは、
(☎63・3800)まで。

ゴミの野外焼却は禁止されています

野焼きに関する苦情(相談)が増えています。

ゴミを燃やすと火災発生の原因となるばかりでなく、煙や臭

いにより気分が悪くなったり、布団・洗濯物に汚れや臭いがつくなど近所迷惑になることもありますので、野外での焼却はやめましょう。

また、農業・林業および漁業を営むためやむを得ないものとして行われる焼却、家庭での落ち葉・雑草などの軽微な焼却であっても、周囲から煙害や悪臭による苦情が生じる場合は、軽微な焼却とは認められません。例外規定とされた行為であっても、煙などにより周辺住民の生活環境へ著しく影響を与えるな

ど、苦情が寄せられた場合は行政指導の対象となります。

あなたのマナーは、大丈夫?!

犬

- 放し飼いは、やめる
- リードをつけて散歩する
- 散歩時のフンは、必ず持ち帰る
- 狂犬病予防注射を受ける



猫

- 首輪などで飼い主を明示する
- できる限り室内で飼う(放し飼いを極力さける)
- 自宅でのトイレをしつける
- 野良猫にエサをあげない

秋季全国火災予防運動

11月9日(火)～15日(月)

火災が発生しやすい時季を迎えました。
火災による犠牲者、財産の損出を出さないようにしましょう。
また、みなさまには、火災予防に関心を持っていただきますようお願いします。

日高町消防団



「消したかな」
あなたを守る
合言葉

2010年度防火ポスター
(社)日本損害保険協会作成

平成23年度 保育所園児募集!

町立保育所園児を次のとおり募集します。

● 保育所とは…

保育所は、保護者が仕事または病気等のため、お子さまを家庭で十分に保育できない場合に、保護者に代わってそのお子さまの保育をする児童福祉施設です。



● 募集対象者

● **2歳以下のお子さま** (0歳(平成23年4月1日現在で生後6か月を経過している乳児)から2歳以下のお子さま)

○ 受付期間…11月15日(月)～11月19日(金)・午後1時～午後5時まで

○ 受付場所…住民福祉課 窓口

● **3歳以上のお子さま** (平成20年4月1日以前に出生し、小学校就学前までのお子さま)

○ 受付期間・受付場所…(下表のとおり)

期 日	対象地区名	受 付 場 所	電 話	受 付 時 間
12月7日 (火)	内 原 地 区	内原保育所	☎63・2154	9:15～10:00
		役場 住民福祉課	☎63・3800	13:00～16:00
12月8日 (水)	志 賀 地 区	志賀保育所	☎64・2260	9:15～11:00
	比井崎地区	比井保育所	☎64・2262	13:15～14:00
	全 地 区	役場 住民福祉課	☎63・3800	17:00～19:00

※広域入所(町外保育所)をご希望の方は、住民福祉課で受け付けます。

● 入所手続

入所申込書は、住民福祉課または内原・志賀・比井の各保育所に用意しています。

必要事項をご記入のうえ、上記の受付期間内に必要書類をすべてそろえてから提出してください。また、現在通園されている園児のみならず、引き続き通園を希望される場合は、申し込みが必要です。

なお、広域入所(町外保育所)を希望されるみなさまも、この期間に入所の申し込みをお願いします。

(注)2歳以下のお子さまの入所募集は、11月19日(金)で締切りますが、定員に余裕がある場合は、12月以降も入所の受付を行います。

● 入所決定

入所申込書の書類審査等により、家庭の状況を総合的に判断し、保育を必要とする程度の高い方から優先的に決定します。

なお、電話などによる事前の照会をご遠慮ください。

お問い合わせ／住民福祉課 (☎63・3800)



お問い合わせは、
(☎63・3802)まで。

住宅の改修に伴う減額制度

耐震改修に伴う減額制度

住宅の耐震改修工事を行うと、その住宅の固定資産税が減額されます。



対象住宅の要件

- 昭和57年1月1日以前から存在する住宅
- 現行の耐震基準に適合する住宅(昭和56年6月1日施行の建築基準法)
- 1戸あたりの耐震改修工事費が30万円以上の住宅(耐震改修に直接関係のない壁のはり替えなどの費用は含みません。)

固定資産税の減額制度

減額される範囲と税額

- 改修した住宅の固定資産税の2分の1
- (但し、1戸あたり床面積120㎡分に相当する税額が限度となります。)

改修工事の完了期間	減額の期間
平成18年1月1日～ 平成21年12月31日	耐震工事完了年の 翌年度から3年度分
平成22年1月1日～ 平成24年12月31日	耐震工事完了年の 翌年度から2年度分
平成25年1月1日～ 平成27年12月31日	耐震工事完了年の 翌年度から1年度分

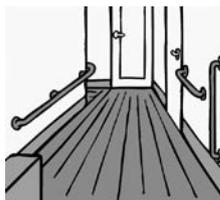
申告手続き

工事完了後3か月以内に、改

修工事内容が確認できる書類等を添付のうえ税務課へ申告してください(申告書は、税務課に備えて付けています)。

バリアフリー改修に伴う減額制度

高齢の方、障害のある方等が居住する住宅について、次の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合、住宅の固定資産税が減額されます。



対象住宅の要件

高齢の方、障害のある方等が居住する平成19年1月1日以前から存在する住宅

対象住宅の居住者要件

- 次のいずれかに該当する方
- 65歳以上の方
- 要介護認定または要支援認定を受けた方

● 障害のある方 改修工事の要件

- 平成19年4月1日から平成25年3月31日までに行ったバリアフリー改修工事に要した費用が、30万円以上(補助金や介護保険からの給付を除いた金額)であること

改修工事の内容

- 廊下の拡張・階段の勾配緩和・浴室の改良・トイレの改良・手すりの取り付け・床の段差解消・引き戸への取り替え・床面の滑り止め など

減額される範囲と税額

- 改修した住宅の固定資産税の3分の1
- (但し、1戸あたり床面積100㎡に相当する税額が限度となります。)

減額される期間

- 改修工事完了の翌年度分のみ

申告手続き

工事完了後3か月以内に、改修工事内容が確認できる書類等を添付のうえ税務課へ申告してください(申告書は、税務課に備えて付けています)。

省エネ(熱損失防止)改修工事に伴う減額制度

地球温暖化防止に向けて家庭部門のCO2排出量の削減を図るため、一定の省エネ(熱損失防止)改修工事を行った場合、その翌年度のみ、住宅の固定資産税の減額措置を受けられます。

対象住宅の要件

1. 平成20年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)
2. 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に、次に掲げる①を含む省エネ改修工事が完了した住宅
 - ①窓の断熱改修工事
 - ②床の断熱改修工事
 - ③天井の断熱改修工事
 - ④外壁の断熱改修工事
3. 住宅の省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額措置を一度も受けていない住宅
4. 省エネ改修工事に要した費

用が、30万円以上であること
減額される範囲と税額

●改修した住宅(併用住宅の店舗・事務所部分を除く)の固定資産税の3分の1
(但し、1戸あたり床面積120㎡に相当する税額が限度となります。)

減額される期間

●改修工事を完了の翌年度分のみ
申告手続き

工事完了後3か月以内に、改修工事内容が確認できる書類等を添付のうえ税務課へ申告してください(申告書は、税務課に備え付けています)。

11月11日～17日は「税をきえる週間」

◎この機会に、税金についてお気軽にご相談ください。

■税理士による無料相談所の開催

とき 11月14日(日)

10時～16時

場所 ロマンシティオークワ

1階催し物広場



税金クイズに正解すると抽選で賞品が当たる!

■応募用紙設置場所

御坊納税協会、御坊税務署、御坊市・日高郡内町役場税務課

■応募対象者

御坊市内または日高郡内に在住・在学の方

■応募期間

11月1日(月)～17日(水)

■応募方法

応募ハガキを御坊納税協会へ郵送するか、御坊税務署、御坊市・日高郡内町役場税務課窓口

に提出してください。

■郵送先

〒644-0002

御坊市 419番地の9

御坊納税協会

転出される方へ バイクや軽自動車の 名義変更・廃車手続きを お忘れなく

バイクを

お持ちの場合



町外へ転出される方で、お持ちのバイクを転出先でも使用される場合は、廃車・住所変更の手続き(※)を必ずしてください。

町外へ転出される方で、お持ちのバイクを町内の方が使用される場合は、名義変更の手続きを必ずしてください。

※(125cc以下のバイクは税務課で、125cc超のバイクは和歌山運輸支局での手続きになります)

軽自動車を

お持ちの場合



町外へ転出される方で、お持ちの軽自動車を転出先でも使用される場合は、住所変更後15日以内に車検証の住所変更の手続き(※)を必ずしてください。

なお、既にバイク・軽自動車を所有していなくても廃車手続きをしないと軽自動車税が課税されていきますので、お心当たりの方は税務課にご相談ください。

※(軽自動車検査協会での手続きになります)

施設増床にともない

新規職員を募集しています!



■募集対象

- ・介護職員 10名
(初心者でも丁寧に指導します)
- ・看護職員 3名(准・正不問)

※予定人数になり次第、募集は終了します。

【お申し込み・お問い合わせ先】

社会福祉法人 博愛会
ひだか博愛園みちしお 人事担当
☎ 29・3181 (代表)

ホームページ<http://www.hakuaikai.net>

南紀白浜空港(東京羽田便)を利用しよう!

(白浜→東京約1時間) 仕事も旅行も便利! 通年3往復になりました!

「特便割引3(スリー)」を使えばお得!

大人普通・片道29,000円→17,500円に割引

※搭乗日の2か月前から3日前までに予約が必要です。(期間・販売座席数限定)

(ご予約・ご購入・ご案内) JAL日本航空HP www.jal.co.jp

電話(有料) ☎0570・025・071まで(南紀白浜空港利用促進実行委員会)

空港駐車場
は無料!



◆小規模企業共済制度のご案内

小規模企業共済制度は、個人事業主または会社等の役員の方が事業をやめられたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく国がつくった共済制度で、いわば「小規模企業の経営者のための退職金制度」といえます。

この制度の特徴は、掛金は全額所得控除。受け取る共済金も退職所得扱いまたは公的年金等の雑所得扱いとなります。

◆経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)のご案内

経営セーフティ共済は、取引先の突然の倒産が原因で、経営悪化の危機に直面してしまったときに資金を借り入れることができる制度で、中小企業を守るために国がつくった共済制度です。

無担保・無保証人で、積立掛金の10倍の範囲内(最高3200万円)で被害額相当の共済金が借り入れ可能。毎月の掛金も税法上、必要経費または損金に算入できます。

上記の制度について、詳しい内容のお問い合わせと加入申込みは、商工会、商工会議所、青色申告会、金融機関の本支店の窓口で取扱いしています。

制度の運営は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行っています。

☎ 050・5541・7171 URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

弁護士事務所 の 無料法律相談

多重債務、相続、離婚、交通事故、不動産トラブルなど、身の回りの
困りごとを弁護士に相談してみませんか。

相談の受付から全てを、法律事務所が行います。

弁護士には守秘義務がありますので、あなたが相談した事実、相談内容、
その他一切の秘密は守られます。安心してご相談ください。

- 日時：11月9日(火)午前10時～正午(1組30分。時間厳守)
- 場所：御坊ひまわり基金法律事務所(御坊市名屋町3丁目)
- 定員：11月1日(月)午前9時の電話予約開始時点から、先着4組
- 予約電話番号：☎0738・32・7357 (★11月9日の無料枠と申し出てください)



国勢調査 ただいま集計中！

☆国勢調査へのご回答ありがとうございました。

☆みなさんの調査票は、厳重な管理の下、現在集計中です。

☆もうすぐ、平成22年10月1日現在の日本の人口が明らかになります。

総務省統計局・日高町

☆御坊警察署からのお知らせ☆ ☎ 23-0110

逮捕監禁致死・爆発物取締罰則違反



現在のイメージ画
45歳
183cmくらい
ひげが濃い
歯並び悪い
左首筋にホクロ(5mm位)

殺人・同未遂・逮捕監禁致死



現在のイメージ画
52歳
173cmくらい
眉毛が濃い
頭が大きい
近視(メガネ使用あり)

殺人・同未遂



現在のイメージ画
38歳
159cmくらい
右こめかみにホクロ(4mm位)
右目下にホクロ(1mm位)

オウム真理教関係警察庁指定特別手配被疑者

依然逃走申!!

地下鉄サリン事件の時効廃止！

私たちはさがします!! 見つけ出すまで…

「あれっ? 似てるんちゃう?」と思ったら迷わず
最寄りの交番・駐在所・警察署・110番まで
ご連絡ください。あなたの情報が決め手です。

懸賞金・報奨金で最大500万円

「1人でも雇ったら、入ろう。労働保険」

11月1日から30日までは、労働保険適用促進強化月間です。

厚生労働省の所管する労働保険とは、労働者災害補償保険(一般に「労災保険」という。)と雇用保険との総称で、保険給付は各保険制度で別に行われますが、保険料の徴収等については、原則的に一体のものとして取り扱われます。

労働保険は、農林水産業の一部を除き、労働者(パート、アルバイト等を含む)を1人でも使用している事業主は、すべて加入が義務付けられており、成立手続を行わなければなりません。

労災保険とは

労働者が業務上の事由または通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族の生活を保護するため必要な保険給付を行うものです。

雇用保険とは

労働者が失業した場合および労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活および雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。

加入手続などの詳細につきましては、和歌山労働局または最寄りの労働基準監督署、ハローワーク(公共職業安定所)に、お問い合わせください。

■和歌山労働局 労働保険徴収室 ☎073・488・1102

■御坊労働基準監督署 ☎22・3571 ■ハローワーク御坊 ☎22・3527

業務内容が分かりやすくなりました — 労働基準監督署内の課名を変更 —

労働基準監督署では、監督、安全衛生および労災業務を担当しています。

現在使用している「第1課」・「第2課」などの課名は、業務の内容を表しておらず、問い合わせ先が分かりにくいといったご意見を踏まえ、サービスの向上を図る観点から、平成22年10月1日から、右図のとおり変更しました。

なお、今回の変更は名称のみで、担当業務、受付窓口等の変更はありません。

★(御坊労働基準監督署・田辺労働基準監督署)

(現行) (変更後)

第1課 ➡ 監督課 …(監督および庶務業務担当)

第2課 ➡ 安全衛生課 …(安全衛生業務担当)

第3課 ➡ 労災課 …(労災業務担当)

■和歌山労働基準監督署については、課名の変更はありません。

厚生労働省・和歌山労働局

平成22年度 各種講習日程表(12月～3月)

建設業労働災害防止協会 和歌山県支部 ☎(073)436・1327 FAX:(073)426・3987

講習の名称	日時	場所	受講料等	受付開始予定
職長・安全衛生責任者教育 (リスクアセスメント含む)	12月7日(火)～ 8日(水)	和歌山県建設会館 3F会議室	¥12,500	11月 8日(月)～
コンクリート造の工作物の解体等 作業主任者	1月18日(火)～ 19日(水)		¥10,500	12月20日(月)～
地山の掘削および 土止め支保工作業主任者	2月1日(火)～ 3日(水)		¥17,200	1月 5日(水)～
足場の組立て等作業主任者	2月15日(火)～ 16日(水)		¥10,000	1月17日(月)～
建築物等の鉄骨組立等 作業主任者	3月1日(火)～ 2日(水)		¥10,200	2月 7日(月)～

《注》1. 講義時間は、何れもAM9:00～PM5:00
(講義内容により、変更があります。)

2. 講習会の受付は、講習会開催の約1か月前からです。

3. 受講料は当方にご持参いただくか、または現金書留をお願いします。

4. 受講料等には、テキスト代が含まれています。

5. 定員になり次第、締め切ります。(申込者少数の場合は、中止の場合あり。)

日高町文化講演会



とき 平成22年11月23日(火)
午後1時30分～

ところ 日高町中央公民館
2階 大会議室

の ぐち かつ み
講師 野口克海氏
演 題 「子どもに学ぶ 元気な社会へ」

主催 日高町中央公民館
後援 日高町文化協会・日高町PTA連絡協議会
日高町高齢者学級・日高町各種学級

入場
無料

【講師略歴】

1942年大阪生まれ。大阪学芸大学卒。
富田林市立中学校教諭を経て、大阪府教委指導主事、南河内教育事務所長、指導第二課長、義務教育課長、堺市教育長、府教委理事兼府教育センター所長を歴任し退職。その後、園田学園女子大学教授、守口市教育委員長を経て、現在は「子ども教育広場」代表、大阪教育大学監事などを務める。
主な著書に、「教育はこれからがおもしろい」(日本教育新聞社)、「ボトムアップの教育改革」、「地方発の教育改革」(三見書房)などがある。

送迎バス配車表(帰りは、往路の逆順でお送りします)

(役場バス)

田杭バス停	阿尾バス停	産湯バス停	比井バス停	旧津久野バス停	小浦防火水槽前
12:27	12:30	12:35	12:40	12:42	12:45
—小坂バス停	—志賀小学校前	—下志賀バス停	—日高中学校バス停	—日高町中央公民館	
12:50	12:55	13:00	13:02		

職業訓練生 募集

就職に有利な専門的知識
や技能を習得します。

募集訓練科 ●テクニカルオペレーション科
(企業実習付)概ね40歳未満
●テクニカルメタルワーク科
●ビル管理科
訓練期間 平成23年1月7日(金)～平成23年6月30日(木)
募集期間 平成22年11月5日(金)～平成22年12月3日(金)
受講料 無料 (但し、テキスト代等は自己負担)
問い合わせ先 独立行政法人雇用・能力開発機構和歌山センター
訓練課 ☎073・461・1532

NHK学園 平成22年度受講者募集中!

NHK学園では、生涯学習通信講座の受講者を募集しています。
まずは、無料の案内書をご請求ください。

■募集内容:生涯学習通信講座(趣味・教養から語学・資格まで幅広いジャンルの講座が、200コース以上)
(主な講座:俳句、短歌、川柳、書道、ペン字、写経、水彩画、絵手紙、写真、自分史、古文書、漢方薬膳、ハーブ、折り紙、ハングル、中国語、セルフカウンセリング、簿記など)

■受講期間:3か月～1年 (講座によって異なります)

■募集期間:通年申込受付

※年齢は、どの講座・コースについても制限はございません。

※案内書の請求は下記まで。講座の詳細についてもお気軽にお問い合わせください。

■お問い合わせ先:NHK学園 ☎042・572・3151 (代表)

ホームページ <http://www.n-gaku.jp/life>

無料案内書請求フリーダイヤル ☎0120・06・8881

世代を超えて学ぶ喜びと
感動を提供する

NHK学園
の通信教育

シリーズ【法テラス】vol.1

「法的トラブル」に関して、誰もがいつでも全国どこからでも相談できる窓口です。

法テラスは、全国どこからでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会を目指しています。

正式名称は、日本司法支援センター。

「法で社会を明るく照らしたい。」「みなさまがくつろげる陽当たりのよいテラスのような場所にしたい。」という思いを込めて法テラスと名づけました。

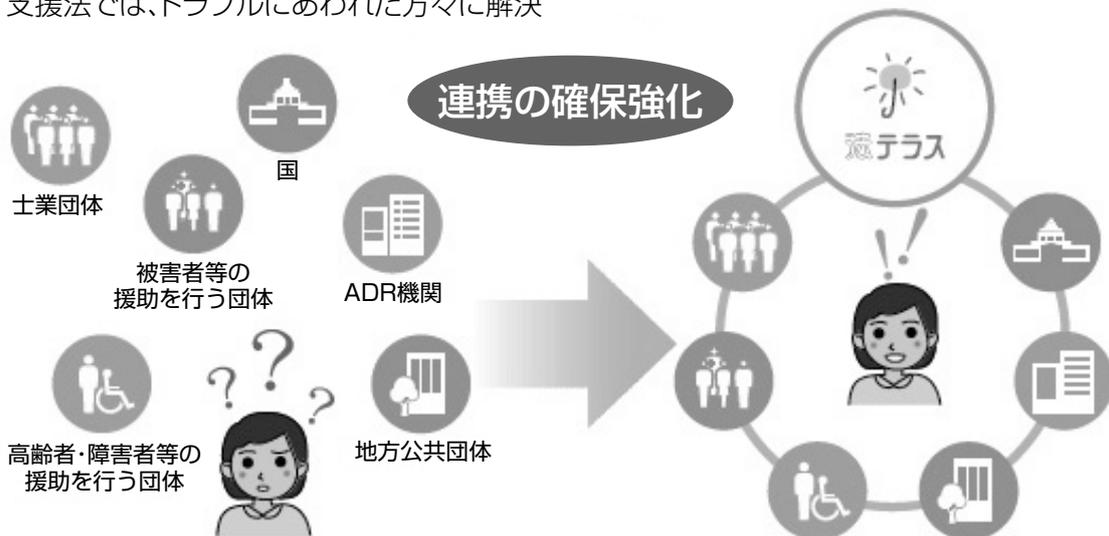
法テラスは

「国民に身近で、速くて、頼りがいのある司法」を目指す司法制度改革の柱として、**総合法律支援法***に基づき平成18年に設立されました。

これまでの司法は、相談先等に関する情報が集約・整理されておらず、どの窓口で相談してよいか、どのような解決方法があるかわからないため、国民にとって使い勝手がよいとは言えないものでした。そこで、総合法律支援法では、トラブルにあわれた方々に解決

に必要な情報を、迅速かつ的確に提供するため、法テラスと各種機関・団体とが連携し、ネットワークを構築するよう定めています。

*総合法律支援法は平成16年に成立した法律です。



●法テラスは、各種機関・団体とネットワークの構築・強化に努めながら、以下のサービスをご提供しています

<p>情報提供</p> <p>データベース化された法的トラブルに関するFAQ(よくある質問と答え)や、相談先等に関する情報をもとに、解決に役立つ法制度や相談窓口をご紹介します。</p>	<p>民事法律扶助</p> <p>法テラスへお問い合わせいただいた方が、経済的に余裕がない場合に、無料法律相談や、弁護士・司法書士の費用の立て替えを行います。</p>
<p>犯罪被害者支援</p> <p>犯罪の被害者等に対し、法制度や支援窓口等の情報を提供するほか、必要に応じて、被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介を行います。</p>	<p>スタッフ弁護士による法律サービスの提供</p> <p>弁護士・司法書士がいない地域等で、法律サービスを提供するほか、地域に根ざした幅広い活動を行っています。</p>

あなたのお近くの
日本司法支援センター「法テラス」は…

法テラス和歌山 **法テラス**

〒640-8152
和歌山市十番丁15 市川ビル2F
☎ 050・3383・5457

法テラスへのアクセス方法

まずはアクセス！個々の状況に応じたサービスを提供します。

法テラスは、全国にある法テラス事務所 いずれにお問い合わせいただいても、所の窓口やコールセンターのほか、個々の状況に応じた法テラスのサービスへおつなぎいたします。

●法テラスへのアクセス

1 お近くの「法テラス」へ

業務時間

平日9:00~17:00

各事務所の所在地は、左下欄をご覧ください

全国の県庁所在地(北海道については、札幌市に加え、函館市、旭川市、釧路市)に設置されている50ヶ所の法テラス地方事務所の窓口には、お問い合わせに対応する専門の職員を配置しています。

2 コールセンターへ

0570-078374

平日9:00~21:00 土曜9:00~17:00

・通話料
固定電話であれば、全国一律3分8.5円(税別)
・PHS・IP電話からは03-6745-5600

コールセンターでは、専門のオペレーターがお問い合わせに対応しています。また、中でも難しいお問い合わせには、直接弁護士が対応する場合があります。さらに、犯罪の被害にあわれた方やそのご家族からのお問い合わせには、専用の犯罪被害者支援ダイヤル(0570-079714)を設け、二次被害を与えないよう配慮しながら丁寧に対応しています。ホームページでは、電子メールによるお問い合わせも受け付けています。



まずは、歩くことから はじめましょう！

ウォーキングは、日常生活に簡単に取り入れることができる運動です。ウォーキングは、からだにたまった皮下脂肪や内臓脂肪を燃やすことができる「有酸素運動」です。有酸素運動は筋肉内に酸素をとり込むことで、糖質や脂肪を分解し、肥満を解消します。

ウォーキングは長時間できるために、心肺機能が活性化し、血行もよくなるなど、さまざまな健康効果があります。

ウォーキングの健康効果



正しいウォーキングのポイント

視線は10～20m前方に向け、あごを引く

運動効果を高めるためには、ダラダラ歩くのではなく、少しペースを上げてリズムカルに歩くとよいでしょう。全身が汗ばむ程度の強さを意識しましょう。

安全にウォーキングを続けるために

- ・事故予防と運動後の疲労を軽減するために、準備運動と整理運動を必ず行いましょう。
- ・運動前や運動中、運動後にもこまめに水分補給をしましょう。
- ・体調がよくないときや、腰痛・膝痛などの症状があるときは、無理をせず、医師に相談しましょう。
- ・極端に暑いとき、寒いときを避けましょう。



教育委員会から

就学援助資金のお申し込みについて

要保護(生活保護家庭)準要保護(生活保護に準ずる家庭)で、就学困難な児童生徒のみならず、学用品費等の就学援助資金が支給される制度があります。

詳しくは、教育課学校教育班(☎633・2038)まで。

情報がいっぱい!ケーブルテレビ

★役場のお知らせがわかる★

～行政チャンネル(5ch:文字放送)～

24時間放送(随時更新)

★地域の様子がよくわかる★

～「きのくにNAVI」(11ch)～

(毎週木曜日 18:00更新)

教育委員会 外部評価委員会の評価結果(平成21年度分)の公表

『外部評価委員会は、担当事務局が作成した「教育委員会点検評価報告書」に基づいて、教育委員会事務局の報告とそれに対する質疑等を行った結果として、以下のように総評することができるとしています。』

教育委員会の活動では、定例会及び臨時会が開催され、十分な論議が行われるよう配慮されているとともに、審議・検討内容は非常に多岐にわたるが、適切な業務執行がなされているものと考えられる。

また、学校訪問や各種行事への参加、住民との交流などにより、学校現場の状況や教職員との連携を深める中、教育委員会としての果たす役割や方向性が示されている。

教育委員会事務局事業に関しては、事業ごとの課題について実績及び成果をもとに、自己評価を一問一答形式で実施したが、それぞれの主要施策に応じた目標を持ち、行政としての説明責任を意識した専門性・公平性が保たれていることを高く評価するものであり、町長部局の理解のもと、町単独教育予算事業として心の相談事業・就学奨励事業・特別支援事業等々が引き続き実施されていることも高く評価できるものと考えられる。

一方、社会教育においては、住民の意識の多様化等に伴い、地域活動力が低下傾向にあるなど課題がみられる。教育委員会としてもこれら各種活動の重要性をふまえ、活性化に向けた創意工夫ある取組を進めていくことが求められる。

尚、学童保育については利用者が増加傾向にあり、館としての機能充実をはかり児童の安全を確保する事が重要である。

以上の事を踏まえ、引き続き執務に邁進され、日高町の将来を担う児童・生徒の成長に責務を負うものであるという認識で取り組んでいきたい。』

【お問い合わせ先】教育委員会 教育課(☎633・2038)

海の見える温泉

温泉館「海の里」
みちしおの湯

【開館時間】

午前11時～午後9時
(入浴受付は、午後8時まで)

【休館日】

毎週火曜日(祝日の場合は、翌日)
および12月28日～1月3日

【料金】

- 大人(中学生以上) …600円
 - 小人(3歳～小学生以下) …300円
 - 身体障害者手帳保持者(身体・知的・精神)
および満70歳以上、介添人…510円
- ※お得で便利な回数券もご利用ください。

日高町方杭100番地 ☎64・2626



駐在所だより



自転車やオートバイの盗難届けを受けた際、
★カギをかけていなかった
★ハンドロックをしていなかった
という言葉をよく耳にします。

自転車盗の犯人は、どうしてもその自転車が欲しくて盗んでいるではありません。とりあえずの交通手段として盗み、どこかに乗り捨てるのがほとんどです。

ですから、カギのかかかっていない、簡単に盗める自転車がねらわれます。



オートバイも同じです。
★キーが差しっぱなし
★ハンドロックがされていない
ものがねらわれやすいのです。
※二重に鍵をしましょう！
※自転車には防犯登録を！
(自分の自転車である証明の最も有効な手段です。盗難時も見つかる可能性が大切です。)
※自宅に置いているときも鍵をしましょう！

狩猟解禁

ルールと基本を守り、事故のない狩猟にしましょう。

- ① 矢先の確認
周囲の安全を確認すること
- ② 獲物の確認
獲物が見えないときは常に「人かもしれない」の疑いを持つこと
- ③ 猟装に注意
目立つ色の帽子とベストを必ず着用すること
- ④ 脱砲の励行
射撃するとき以外は必ず弾を抜くこと

■解禁日
シカ・シシ…11/1～翌3/15
その他……11/15～翌2/15

洗濯物に注意！

町内で、干している下着を狙った窃盗事件が発生しています。

被害に遭わないために、
★下着類は室内に干す
★目立たないように干す
などの工夫をしてください。



被害にあった場合は、
・御坊警察署 (☎23-0110)
・最寄りの駐在所
まで、通報してください。

また、怪しい人物や車両を発見した時は、すぐに通報をお願いします。

御坊警察署
高家駐在所
堀内 崇矢
比井駐在所
滝川 昇
☎ 23-0110

(お知らせ)
Eメールによるご意見、ご感想、ご相談を受け付けています。
和歌山県警のホームページは
<http://www.police.wakayama.jp>です。
ご利用ください。



2010年APEC警備にご協力をお願いします

本年11月に神奈川県横浜市においてAPEC閣僚会議および首脳会議が開催されるほか、6月から11月にかけて全国各地で関連閣僚会合が開催されています。

APEC首脳会議等の期間中は、多くの警察官が動員され、公共交通機関等の警戒や検問等を実施します。大変ご迷惑をおかけしますが、各種対策にご理解をお願いします。

私たちの町でテロ等違法行為を起こさせないため、どんな些細な情報でも結構ですので不審な人や車を見かけたら、お近くの警察署や交番、駐在所に連絡をお願いします。

また、不審物等が発見した場合は、決して近づいたり、触ったり、動かしたりせずに警察にお知らせください。

テロや大規模な暴動等を未然に防ぐためには、県民のみならず、市民のみなさんの情報が必要です。情報提供などのご協力をお願いします。



飲酒運転追放!!

飲酒運転は、悪質な犯罪です。

『飲んだら乗るな!』
『乗るなら飲むな!』

を徹底し、日高町から飲酒運転をなくしましょう!



インフォメーション

日高町保健福祉総合センター
(ふれあいセンター)

子育て広場

●9日(火)
「対象」妊婦および乳幼児と保護者
◎受付／9時30分～11時

親子ふれあい教室

●12日(金)
「対象」2歳児から
◎受付／9時45分～10時

4か月児・10か月児健診

●17日(水)
「対象」H22年6月16日～7月31日生
H21年12月16日～
H22年1月31日生
◎受付／12時30分～13時20分

3歳児健診

●12月2日(木)
「対象」H19年3月、4月、5月生
◎受付／13時～13時50分

特設人権相談・行政相談・ 心配ごと相談合同相談所

●16日(火) 13時～16時

●12月7日(火) 13時～16時
「費用」無料

日高町農村環境改善センター

運動教室

●30日(火)
◎時間／14時～15時30分
「内容」ストレッチ、初級エアロビクス、ウォーキングフォーム、筋力トレーニング

第33回文化展(展示会)

●13日(土) 13時～17時
●14日(日) 10時～16時
「内容」盆栽、盆石、古木名木、生け花、写真、書道、絵画、手芸、短歌、工芸品など

日高町役場周辺

第13回ふれあい祭

●14日(日) 11時～16時
「内容」野外ステージ、ゲームコーナー、ふれあいテント市など

日高町中央公民館

第32回芸能発表会

●14日(日) 13時～16時

おはなしの会

●16日(火) 10時～

2010年11月
November

暮らしのカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
<ul style="list-style-type: none"> ・廃乾電池回収指定日 (各地区大型ごみ収集所) ・町少年野球大会 (若もの広場) ・町少年柔道大会 (町立武道館) 31	<ul style="list-style-type: none"> ・町県民税 第3期分納期限 ・国民健康保険税 第5期分納期限 11/1	2	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑ごみ 文化の日 3	4	5	6
7	8	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て広場※ (対象:妊婦および 乳幼児と保護者) 9	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみ 10	11	<ul style="list-style-type: none"> ・親子ふれあい教室※ 12	<ul style="list-style-type: none"> ・第34回町文化展※ (農改センター) 13
<ul style="list-style-type: none"> ・第13回ふれあい祭※ ・第33回文化展※ ・第32回芸能発表会※ (農改センターほか) ・大型ごみ (田杭・阿尾・産湯・ 小坂) 14	15	<ul style="list-style-type: none"> ・特設人権相談・行政 相談・心配ごと相談 合同相談所開設※ (ふれあいセンター) ・おはなしの会※ 16	<ul style="list-style-type: none"> ・4か月児、10か月児健診※ (対象:H22年6月16日~ 7月31日生、H21年12月 16日~H22年1月31日生) ・プラスチックごみ 17	18	19	20
<ul style="list-style-type: none"> ・大型ごみ (比井・津久野・小浦・方杭・ 小杭・柏) 21	22	<ul style="list-style-type: none"> ・文化講演会 (中央公民館) 勤労感謝の日 23	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみ 24	25	26	27
28	29	<ul style="list-style-type: none"> ・運動教室※ ・国民健康保険税 第6期分納期限 30	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑ごみ 12/1	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳児健診※ (対象:H19年3月、4月、 5月生) 2	3	4
<ul style="list-style-type: none"> ・町内駅伝競走大会 (田杭~役場間) ・大型ごみ (上志賀・久志・中志賀・ 下志賀・小池) 5	6	<ul style="list-style-type: none"> ・特設人権相談・行政 相談・心配ごと相談 合同相談所開設※ (ふれあいセンター) 7	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみ 8	9	10	<ul style="list-style-type: none"> ・コマ回し教室 (中央公民館裏) 11

※印の詳細は、22ページのインフォメーションをご覧ください。

3期目当選の中町長が初登庁

決意を新たに「花を咲かせ、実らせる」

任期満了に伴う日高町長選挙（9月28日告示）で、無投票3選を飾った中善夫町長（66）＝原谷＝が、秋晴れの10月5日、初登庁し、大勢の職員や支持者らから拍手で迎えられました。その後、職員への訓示で3期目の抱負と決意を力強く述べられました。



職員から贈られた花束を手に初登庁



午前8時30分、職員や支持者らが出迎えるなか、中町長が公用車で役場前に到着。女子職員から花束を贈られました。

その後、庁舎3階の会議室で行われた就任式で、小宮副町長が「3期目の公約実現に向け、私も職員一同、中町長のもと心を新たに、町民福祉と日常生活の向上のために一生懸命、頑張つて参ります」とあいさつ。

中町長は「各方面の力強いご支援とご厚情により、2期連続の無投票当選の栄に浴し、引き続き町政の重責を担わせていただくことになりました。感無量であり、改めて気の引き締まる思いです。2期8年間は、住民のみなさまの幸せを第一に考え、安心して暮らせるまちづくりを基本に、誠心誠意努力して参りました。次の4年間は、これまで築いてきた施策に花を咲かせ、実を实らせるよう誠心誠意努力し、町民みなさまのご期待に応えるべく、全力を尽くす覚悟です」と決意を示されました。

子どもからお年寄りまで、健康で安心して暮らせるよう各種施策を講じ、元気あるまちづくりを！

- 保育サービスの充実と学童保育の定員拡大
- 高齢化対策の充実と買い物弱者対策の推進
- 東南海・南海地震に備えた防災対策の充実
- 県道を主軸とした道路交通網の整備
- 農漁業・商工業・観光産業の振興
- 子どもたちが安全に健やかに育つ環境整備
- 地元関係者の合意と風力発電事業の推進
- 行財政改革の推進と民間活力の導入

TOWN information	
<p>■ 町の人口と世帯</p> <p>平成22年9月30日現在</p> <p>人口 7,777人</p> <p>男 3,693人</p> <p>女 4,084人</p> <p>世帯数 2,818戸</p>	
<p>日高町民憲章</p> <p>人が町をつくり 町がひとをつくる</p> <p>一 恵まれた自然を大切に 快適で住みよい町をつくりま す</p> <p>一 歴史と伝統を愛し 心豊かな町をつくりま す</p> <p>一 スポーツを楽しみ 健康で明るい町をつくりま す</p> <p>一 知恵を出し汗を流し 活力ある町をつくりま す</p> <p>一 故郷に誇りをもち、ふれあいを 大切にする町をつくりま す</p>	